

# 山口県報

平成22年  
10月22日  
(金曜日)

## 目次

告示

保安林指定の解除(長門市)(森林整備課).....一

防府都市計画道路の変更(都市計画課).....一

周南都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(都市計画課).....二

港湾法の規定に基づく工作物等の保管(港湾課).....二

道路の指定(建築指導課).....三

公告

平成二十二年度山口県補正予算の要領の公表(財政課).....三

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課).....五

地域森林計画の変更の案の縦覧(三件)(森林企画課).....五

公安委公告

一般競争入札の実施.....六

### 山口県告示第三百六十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。

平成二十二年十月二十二日

山口県知事 二井 関成

- 一 解除に係る保安林の所在場所
- 長門市西深川字崩ノ河内二九二の五九

- 二 保安林として指定された目的
- 土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
- 土地改良事業用地とするため

### 山口県告示第三百六十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、防府都市計画道路を次のとおり変更した。

その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び防府市土木都市建設部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年十月二十二日

山口県知事 二井 関成

- 一 都市計画の種類及び名称
- 防府都市計画道路三・三・一環状一号線
- 二 変更の内容
- 位置、区域及び構造の変更

- 一 都市計画の種類及び名称
- 防府都市計画道路三・三・五富海大道線
- 二 変更の内容
- 構造の変更

### 山口県告示第三百六十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき、周南都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十二年十月二十二日

山口県知事 二井 関成

- 一 施行者の名称
- 周南市
- 二 都市計画事業の種類及び名称

周南都市計画下水道事業周南市公共下水道

三 事業施行期間

昭和三十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

四 事業地

周南市城ヶ丘二丁目、城ヶ丘三丁目、城ヶ丘四丁目、城ヶ丘五丁目、平原町、桜木二丁目、桜木三丁目、孝田町、周陽一丁目、周陽二丁目、周陽三丁目、瀬戸見町、花陽二丁目、花陽三丁目、五月町、横浜町、遠石二丁目、遠石三丁目、遠石四丁目、若草町、青山町、東山町、松保町、清水町、辻町、舞車町、慶万町、河東町、速玉町、江の宮町、秋月一丁目、秋月二丁目、秋月三丁目、秋月四丁目、大内町、楠木一丁目、楠木二丁目、扇町、泉原町、上遠石町、鼓海一丁目、鼓海二丁目、鼓海三丁目、岐南町、花畠町、那智町、住崎町、鐘樓町、千代田町、築港町、晴海町、岡田町、住吉町、原宿町、今住町、入船町、徳山港町、西松原一丁目、西松原二丁目、西松原三丁目、西松原四丁目、権現町、江口一丁目、江口二丁目、江口三丁目、南浦山町、新地一丁目、新地二丁目、新地三丁目、川崎一丁目、川崎二丁目、川崎三丁目、西千代田町、清水一丁目、清水二丁目、道源町、三笹町、川手一丁目、川手二丁目、椎木町、野村一丁目、野村二丁目、野村三丁目、野村南町、土井一丁目、土井二丁目、政所一丁目、政所二丁目、政所三丁目、政所四丁目、桶川町、古川町、花園町、古泉一丁目、古泉二丁目、古泉三丁目、大神一丁目、大神二丁目、大神三丁目、大神四丁目、大神五丁目、宮の前一丁目、宮の前二丁目、中央町、古市一丁目、古市二丁目、新堤町、坂根町、河内町、日地町、富田一丁目、富田二丁目、平野一丁目、平野二丁目、浜田一丁目、港町、丸山町、温田一丁目、温田二丁目、福川一丁目、福川二丁目、福川三丁目、社地町、福川南町、皿山町、福川中市町、新地町、西榎町、新田一丁目、新田二丁目、上迫町、本陣町、御姫町、若山一丁目、若山二丁目、室尾一丁目、室尾二丁目、開成町、中畷町、羽島一丁目、羽島二丁目、羽島三丁目、かせ河原町、長田町、二番町一丁目、二番町二丁目、二番町三丁目、三番町一丁目、三番町二丁目、三番町三丁目、毛利町一丁目、毛利町二丁目、毛利町三丁目、桜馬場通一丁目、桜馬場通二丁目、桜馬場通三丁目、川端町一丁目、川端町二丁目、柳町、橋本町一丁目、橋本町二丁目、昭利通一丁目、昭利通二丁目、飯島町一丁目、飯島町二丁目、糞町一丁目、糞町二丁目、平和通一丁目、平和通二丁目、若宮町一丁目、若宮町二丁目、銀南街、銀座一丁目、銀座二丁目、みなみ銀座一丁目、みなみ銀座二丁目、新町一丁目、新町二丁目、児玉町一丁目、児玉町二丁目、児玉町三丁目、岐山通一丁目、岐山通二丁目、岐山通三丁目、月丘町一丁目、月丘町二丁目、月丘町三丁目、月丘町四丁目、弥生町一丁目、弥生町二丁目、弥生町三丁目、代々木通一丁目、代々木通二丁目、御幸通一丁目、御幸通二丁目、栄町一丁目、

栄町二丁目、本町一丁目、本町二丁目、有楽町、梅園町一丁目、梅園町二丁目、梅園町三丁目、緑町一丁目、緑町二丁目、緑町三丁目、今宿町一丁目、今宿町二丁目、今宿町三丁目、今宿町四丁目、新宿通一丁目、新宿通二丁目、新宿通三丁目、新宿通四丁目、新宿通五丁目、新宿通六丁目、戎町一丁目、戎町二丁目、戎町三丁目、野上町一丁目、野上町二丁目、都町一丁目、都町二丁目、都町三丁目、初音町一丁目、初音町二丁目、初音町三丁目、相生町一丁目、相生町二丁目、相生町三丁目、沖見町一丁目、沖見町二丁目、沖見町三丁目、大字久米、大字徳山、大字栗屋、大字櫛ヶ浜、大字大島、大字上村、大字下上、大字夜市、大字戸田、大字湯野、大字富田及び大字福川

山口県告示第三百六十五号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十六条の四第三項の規定に基づき、同条第二項の規定により撤去した工作物等を次のとおり保管した。

平成二十二年十月二十二日

徳山下松港港湾管理者

山口県

山口県知事

二井 関成

一 工作物等の名称又は種類

船舶

二 工作物等の形状等

全長約六・八メートル、幅員約一・九メートルのFRP製の小型船舶（船舶番号二九一一二七〇七）

三 工作物等の数量

一隻

四 工作物等の放置されていた場所

周南市築港町二五九二番地先

五 工作物等を撤去した日時

平成二十二年九月八日午前九時

六 工作物等の保管を始めた日時

平成二十二年九月八日午前十時

七 工作物等の保管の場所

周南市徳山港町八四七九番一

八 その他  
 工作物等の返還を受けようとする者は、当該工作物等の返還を受けるべき権原を有することを証明する書面及び印章を持参の上、山口県周南港湾管理事務所まで来所する。

**山口県告示第三百六十六号**

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第四号に規定する道路を次のとおり指定する。  
 その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十二年十月二十二日

山口県知事 二井 関成

名 称	起 点	終 点	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定年月日
周南都市計画道路三・四・二百十四市通線	下松市大字末武下字金屋四九七の第二	下松市大字末武下字浜田四五六の一	一四・〇	一三六・五三	平成二二年一〇月二二
周南都市計画道路三・四・二百十四市通線	下松市大字末武下字野町三四三の一五六	下松市大字末武下字玉曾根二八四の一	一六・〇	一五二・九四	" "
周南都市計画道路三・五・二百十七大海線	下松市大字末武下字浜田四五二の一	下松市大字末武下字西金屋四八〇	一六・〇	二八六・八五	" "
区画道路六一三	下松市大字末武下字西堤三八二の三	下松市大字末武下字野町三四三の八	六・〇	一五七・六二	" "
区画道路六一七	下松市大字末武下一字浜田四五三の一	下松市大字末武下字浜田四六一の八	六・〇	一一七・七五	" "
区画道路六一二	下松市大字末武下字野町三四三の八	下松市大字末武下字野町三四三の八	六・〇	一一・〇三	" "
区画道路六一一	下松市大字末武下字西金屋四八〇	下松市大字末武下字西金屋四八〇の一	一〇・〇	一七・一九	" "



**(三四二) 平成二十二年山口県補正予算の要領の公表**

平成二十二年九月山口県議会定例会で議決された平成二十二年山口県補正予算の要領は、次のとおりです。

平成二十二年十月二十二日

山口県知事 二井 関成

平成22年度山口県一般会計補正予算(第3号)

平成22年度山口県の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。  
 (歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,021,816千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,725,851,244千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)  
 第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)  
 第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)

款 目	補 正 額	補正前の額	計
7分担保及び負担金	97,000	4,876,334	4,973,334
1分担保金	37,000	253,056	290,056
2負担金	60,000	4,623,278	4,683,278
9国庫支出金	2,894,655	87,807,461	90,702,116
1国庫負担金	690,503	37,835,064	38,525,567
2国庫補助金	2,193,470	47,020,690	49,214,160
3委託金	10,682	2,951,707	2,962,389
12繰入金	8,515	37,744,335	37,752,850
2基金繰入金	8,515	29,525,319	29,533,834

科目	22年度	22年度	22年度	22年度
（単位）	千円	千円	千円	千円
13繰越金	1,889,134	682,314	2,571,448	
14諸収入	1,889,134	682,314	2,571,448	
15県債	6雑収入	12	100,990,167	100,990,179
歳入	12	7,531,355	7,531,367	
歳出	1県債	2,132,500	126,854,700	128,987,200
款	合計	2,132,500	126,854,700	128,987,200
2総務費	7,021,816	718,829,428	725,851,244	
1総務管理費	39,817	38,691,200	38,731,017	
2企画調整費	17,567	16,511,029	16,528,596	
6防災費	20,000	9,910,244	9,930,244	
3民生費	2,250	971,146	973,396	
1社会福祉費	644,130	87,540,309	88,184,439	
4児童福祉費	599,111	69,904,131	70,503,242	
8災害救助費	40,519	15,740,896	15,781,415	
4衛生費	4,500	279,797	284,297	
1公衆衛生費	23,740	23,165,259	23,188,999	
4環境衛生費	18,261	6,611,319	6,629,580	
8医薬費	1,820	4,131,740	4,133,560	
5労働費	3,659	7,758,025	7,761,684	
3失業対策費	8,515	7,477,994	7,486,509	
6農林水産業費	8,515	3,367,287	3,375,802	
1農業費	770,987	40,403,863	41,174,850	
3農地費	56,118	10,688,291	10,744,409	
4林業費	477,000	11,848,061	12,325,061	
8土木費	237,869	10,209,533	10,447,402	
2道路橋りょう費	3,278,618	90,397,430	93,676,048	
3河川海岸費	2,653,618	33,778,652	36,432,270	
9警察費	625,000	18,252,722	18,877,722	
2警察活動費	2,000	40,585,264	40,587,264	
10教育費	2,000	2,951,262	2,953,262	
	1,096,009	144,494,823	145,590,832	

  

歳出	合計	補正前	補正	後
1追加		額	額	額
1教育総務費	1,585	14,592,951	14,594,536	
4高等学校費	597,576	29,591,422	30,188,998	
7特別支援学校費	13,591	12,637,141	12,650,732	
8社会教育費	483,257	1,895,431	2,378,688	
11災害復旧費	1,158,000	12,770,120	13,928,120	
1農林水産施設災害復旧費	57,000	3,099,316	3,156,316	
2土木施設災害復旧費	1,101,000	9,470,804	10,571,804	
歳出合計	7,021,816	718,829,428	725,851,244	

  

事項	項目	期間	限度額	補正	後
1追加				額	額
2変更改	1 私立大津緑洋高等学校校舎建設事業の年度費を越える工事を一括契約すること。	平成22年度から平成23年度まで	710,926千円		
	2 県立大津緑洋高等学校校舎建設事業の年度費を越える工事を一括契約すること。	平成22年度から平成23年度まで	530,000千円		

  

事項	項目	補正前	補正	後
1追加		額	額	額
第3表 地方債補正	1 追加	(1) 平成22年度の利子補給の対象とする融資の総額は、千円とする。給額は、平成22年度から平成22年度まで	(1) 平成22年度の利子補給の対象とする融資の総額は、千円とする。給額は、平成22年度から平成22年度まで	(1) 平成22年度の利子補給の対象とする融資の総額は、千円とする。給額は、平成22年度から平成22年度まで

(単位 千円)



二 縦覧の期間  
平成二十二年十月二十二日から同年十一月二十二日まで

(三四四) 地域森林計画の変更の案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規定により、岩徳森林計画区に係る民有林について、地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により、当該変更に係る地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供します。

平成二十二年十月二十二日

山口県知事 二井 関成

一 縦覧の場所

山口県農林水産部森林企画課、山口県岩国農林事務所、山口県柳井農林事務所及び山口県周南農林事務所

二 縦覧の期間

平成二十二年十月二十二日から同年十一月二十二日まで

(三四五) 地域森林計画の変更の案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項及び第三十九条の四第一項の規定により、萩森林計画区に係る民有林について、地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により、当該変更に係る地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供します。

平成二十二年十月二十二日

山口県知事 二井 関成

一 縦覧の場所

山口県農林水産部森林企画課及び山口県萩農林事務所

二 縦覧の期間

平成二十二年十月二十二日から同年十一月二十二日まで

公 告

一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十二年十月二十二日

山口県知事 二井 関成

一 入札に付する事項

次に掲げる物品の購入

(一) 物品の名称及び数量

交通信号灯器 六二七台

(二) 物品の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成二十三年一月二十日

(四) 納入場所

契約担当者が指定する場所

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（平成二十一年山口県告示第二三八二号）又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示（平成二十二年山口県告示第五十六号）に基づく資





格審査において、電気通信機器について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部警務部会計課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県警察本部交通部交通規制課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県警察本部交通部交通規制課

(三) 受領期限

平成二十二年十二月一日午後三時(入札書を持参する場合は、平成二十二年十二月二日午前十一時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部二階入札室

(二) 日時

平成二十二年十二月二日午前十一時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 二井 関成

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請

をする場合は、山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県警察本部交通部交通規制課(電話〇八三一九三三〇一

一〇内線五一六三)に問い合わせること。

十一 Summary

(1) Division in charge of contract: Finance Division, Police Administrations Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters

(2) Nature and quantity of the products to be purchased: Traffic lights 627

(3) Delivery period: January 20, 2011

(4) Delivery place: the place where a person in charge of the contract will decide

(5) Section in charge of procurement and Contact point for the notice: Traffic Management Division, Traffic Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters,

1-1 Takinachi, Yamaguchi City (Tel 083-933-0110)

(6) Time-limit for tender: 3:00 P.M. December 1, 2010 (In case of bringing a tender:

11:00 A.M. December 2, 2010)

(7) Time-limit for tender: 3:00 P.M. December 1, 2010 (In case of bringing a tender:

11:00 A.M. December 2, 2010)

平成二十二年十月二十二日  
印刷發行

發行人所

山口県知事  
山口市